

令和8年10月22日

部課長 各位

総務部長 塩満 正人

令和9年度益田市予算編成方針について（通知）

標題の件について、益田市財務規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

◆令和9年度 益田市予算編成方針

担当：財政課

令和 9 年度益田市予算編成方針

令和 8 年 10 月

1. 国の動向及び本市の財政見通し

国は、本年 7 月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針 2026』において、「マクロ経済運営の基本的考え方」、「強い経済の実現に向けた官民投資の強化」、「財政の持続可能性の確保」などを示した一方、『令和 9 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化」としており、地方自治体も予算編成に当たり、地域の実情と社会経済動向を見据えつつ、これまで以上の創意工夫が求められている。

本市においては、国等の予算要求内容及び地方財政計画等の動向を注視しつつ、取り組むべき事項の重点化を進めるとともに、「第 6 次益田市総合振興計画」に基づく各施策を着実に具現化するため、限られた財源を最大限に活かし、推進していく必要がある。

一方で、市の貯金にあたる財政調整基金を繰り入れなければ当初予算の編成が困難な状況が続く中、高齢化の進行、子育て支援等に対応するための社会保障関係経費の増加や、公共施設の老朽化対策、長引く資源価格、原材料価格の高騰、労務費の上昇などが各種事業に多大な影響を与えることが想定されるなど、様々な課題に直面しており、財政状況は厳しさを増すことが予想される。

このような状況を打開し、市民ニーズに沿った持続可能な行政運営を推進していくためには、全ての事業において、その必要性、有効性、費用対効果について、改めて精査、検証を行い、職員の創意工夫による実効性に富んだ施策の展開と、社会状況に応じた必要な事業への的確な財源投入を行うことが必要である。また、今後生じるあらゆる対策や全国的に多発、激甚化する自然災害への備えとして、財政調整基金等の基金残高の確保に努めるとともに、直面する新たな課題にも、全職員が一丸となって積極的に取り組まなければならない。

以上のことを前提に、下記事項に基づき令和 9 年度予算編成を進めるものとする。

2. 基本方針

- (1) 政策的事業については、「第 6 次益田市総合振興計画」において定めた、まちの将来像「ひとが育ち 輝くまち 益田」や、「益田市版 SDGs」の達成と今ある資源を活かしながら人・環境・経済・社会の好循環を図ることを意識し、横断目標「社会変化に対応できる持続可能なまち」と 7 つの基本目標に基づいた、中長期的な視点での各事業の優先順位の見極めを行うこと。

また、政策的事業であっても、予算査定の対象であることを念頭に、事業の実施に必要な経費の十分な精査を行った上で予算要求すること。

(2) 主体的事業については、社会情勢の変化を的確に捉え、新たな視点で大胆な事業の見直しや再構築を行うとともに、高度化・複雑化する行政課題に対して、最小の経費で最大の効果を上げるため、「歳入に見合った歳出」を念頭に、限られた財源を効率的に活用すること。

また、財政状況も踏まえつつ、先送りのできない喫緊の課題など真に必要な施策への対応に向けて、既存事業のスクラップや令和7年度決算の状況及び令和8年度予算の執行状況等に基づいた所要額の厳密な見積もりを行うなど、全庁的な事務事業の精査により経費節減の徹底を図り予算要求すること。

(3) 予算要求に当たっては、前例や既成概念にとらわれることなく、事業実施の必要性や、現場に直面する担当課自らの「実施に向けた意欲」がある事業について、責任をもって予算要求すること。

(4) 昨今の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う経費増加分を適切に価格へ反映し、価格転嫁に対応すること。

(5) 限られた一般財源の効率的な活用を図る観点から、主要事業調査の結果をもとに一般財源をベースとした要求基準額を設定する。政策的事業、主体的事業のいずれについても、その範囲内で予算要求を行うこと。

また、物価高騰や労務費の上昇に伴う経費の増加に対応するため、直近の委託料における決算額の上昇率を勘案し、各課の要求基準額に加算しているが、過度な見積もとならないよう適切な額で要求すること。

3. 歳入の確保

(1) 市税等の確保

税等の収入による財源を確保するため、社会経済情勢の変化、税制改正の動向、市民所得の状況と課税客体的な把握による適正な課税に努めるとともに、公平負担の原則から引き続き市税・国民健康保険税等の収納率の向上に向けて取り組むこと。

(2) 国県補助金等の活用

国県補助金等においては、制度改正や補助率・補助基準の変更、一般財源化等、国や県の動向に十分留意し、複数の省庁等における補助金などの活用に向けた、複合的な視点からの事業の組立も含め、活用可能な補助金等を確実に把握するとともに、要望活動等を通じ積極的な確保に努めること。

また、補助率10/10の事業であっても、実施に当たっては人件費等の経費が必要であることに鑑み、その必要性や効果を十分に検討すること。

(3) その他歳入の確保

使用料・手数料においては、内容に応じた適正な受益者負担や、公平化の観点から算定基準の見直し等十分な検討を行うこと。

市債においても、適債事業の検証や充当率等を十分確認の上、見積もりを行うこと。

また、事業の実施に当たっては、担当課における財源の確保が必要不可欠であるということを基本とし、公有財産の積極的な売却・貸付による有効活用や、有料広告収入の確保、ふるさとづくり寄附金受納に向けた一層の推進など、多様な手法の活用による新たな財源確保に向けた取組を行うこと。

4. 歳出の抑制

(1) 投資的経費の抑制

- ① 普通建設事業の増大に伴う市債発行は、後年度の財政運営を圧迫することに鑑み、事業実施に当たっては事業の優先度、必要性を十分に検証の上、資材の高騰、需給の状況などを踏まえた、仕様、工法の精査等により、コスト削減に努めるとともに、将来的な施設等のニーズ変化にも柔軟に対応し得る整備計画に基づき、後年度の公債費計上を踏まえた実施を図ること。
- ② 施設の改修・修繕等については、ランニングコストなどの後年度負担を含め、投資額に見合う市民サービスの充実が図られるか、代替手段による対応の可否等、様々な視点から十分検証し、安全面等で法令に適合させるための施設改修以外については必要最小限の積算とするとともに、「益田市公共施設等総合管理計画（改訂版）」に基づき、既存施設等の活用による廃止・休止や、民間活力の活用などについても十分な検討を行い、後年度の維持管理経費の抑制、財政負担の軽減、平準化を図ること。

(2) 経常的経費等の抑制

- ① 資源価格、原材料価格の高騰、労務費の上昇などの影響もあることから、すべての施策・事務事業について根本に立ち返り事業の存廃も含め徹底した点検・見直しを行うとともに、既存事業の実施方法などを再度検証すること。なお、継続する必要がある施策・事業については、デジタル技術や民間活力の積極的な活用などを検討し、より効果的・効率的な実施を図ること。
- ② 会計年度任用職員については、従事させる事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限の人数・期間となるよう、現在の任用人数等の見直しを行うこと。なお、予算要求については人事課合議後の所要額とするが、要求額については査定の対象とする。
- ③ 扶助費については、毎年度決算において多額の不用額や国県支出金返還金が発生している状況であるため、国や県の動向を把握し、安易に伸び率等を使用することなく見積額の十分な精査を行うとともに、事業の必要性や規模、基準の妥当性等を再度検証し、抑制に努めること。
- ④ 事業委託については、必要性や費用対効果等を十分精査・検証し、経費の縮減に努めること。
- ⑤ 維持管理等については、点検、修繕を計画的に行うとともに、経費の節減や事業内容の見直しにより、トータル費用の縮減に努めること。
- ⑥ 補助費等については、経済社会情勢の変化を踏まえ、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等を十分に精査・検証した上で徹底した見直しを行い、その目的を達成したものや補助効果の薄いものについては、廃止するか、事業の終期を設定すること。
- ⑦ 毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。

5. その他

予算要求基準の区分は《別表1》、予算要求基準額は《別表2》、今後の予算編成スケジュールについては《別表3》のとおりとし、予算要求に際しては、必ず部局内で調整を行い要求額の抑制に努めること。

◆ 予算要求基準の区分

区 分		経 費 の 内 容
要求基準対象経費	政策的経費 A、B	総合振興計画の目標達成根拠事業 その他、政策的位置づけとすることが適当とされる事業 ※要求基準額は、主要事業調査における額又は前年度予算額を上限に設定
	主体的経費 A、B	政策的経費、義務的経費 以外 ※要求基準額は、主要事業調査における額又は前年度予算額を上限に設定
要求基準対象外経費	義務的経費	人件費、扶助費、公債費等の義務的経費 ① 特別職及び一般職に係る人件費 （会計年度任用職員含む） ② 扶助費（国庫負担等を伴うものなど） ③ 特別会計への繰出金 ④ 広域組合への負担金 ⑤ 公債費（公債費に準ずるものを含む） ⑥ 指定管理に係る経費 ⑦ 債務負担行為に係る経費 ⑧ 主要事業調査で義務的な経費とされたもの など

◆ 令和 9 年度予算要求基準額

（単位：千円）

部 署	一般財源要求基準額	備 考
政策企画局	9 1 3, 2 0 0	
総務部	1 5 7, 0 0 0	
福祉環境部	9 5 4, 2 0 0	
産業経済部	6 2 8, 8 0 0	
建設部	3 2 9, 2 0 0	
益田市消防団事務局	2 7, 5 0 0	
教育委員会	1, 1 1 2, 9 0 0	
総 計	4, 1 2 2, 8 0 0	

※ 議会事務局、出納室、農業委員会、選挙管理委員会、監査・公平委員会、上下水道部については、主要事業調査に基づいた所要額とするが、要求額については査定の対象とする。

◆ 令和 9 年度当初予算編成スケジュール（予定）

日 程	内 容
10 月上旬	○ 予算編成方針の決定、政策調整会議で説明
10 月中旬	○ H P 公表 全庁周知
11 月 18 日（水）	○ 当初予算要求書提出期限 予算編成方針（予算要求基準）に基づき、各課から要求書等を財政課へ提出
11 月 24 日（火） ～12 月 8 日（火）	○ 財政課ヒアリング 各課等からの要求書等の提出を踏まえ、要求内容について財政課によるヒアリングを実施
12 月 11 日（金） ～18 日（金）	○ 総務部長、財政課長査定 各課等からの要求内容ヒアリング結果を踏まえて査定を実施
12 月 23 日（水） ～1 月 5 日（火）	○ 副市長査定 総務部長、財政課長査定の結果を踏まえて査定を実施 ○ 査定結果内容を各部局へ通知 副市長査定の結果を各部局へ通知し内容の確認を依頼
1 月 12 日（火）～	○ 市長査定 副市長査定の結果を踏まえて査定を実施 （各部局通知後の対応協議含む） 当初予算案決定
2 月 中旬	○ 当初予算案の概要等について公表（ホームページ）
2 月 下旬	○ 令和 9 年度当初予算（案）を議会へ提出